

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一荒浜地区整備計画区域の表中「仙台市若林区荒浜字念仏田」や「仙台市若林区荒浜字伊勢西、同字一番山、同字四本松、同字西、同字念仏田及び同字南丁」並びに「荒浜字伊勢西、同字一本杉東」や「荒浜字一本杉東」並びに「同字四本松、同字西」や「同字北丁、同字新堀端、同字神明林、同字中丁」に改める。

別表第二荒浜地区整備計画区域の項を次のように改める。

| 荒浜地区整備計画区域 | 利用用途 | 次に掲げる建築物（専らその用途に供する建築物及びこれに附属する建築物（令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。）に限る。）以外の建築物 | | | | |
|------------|------|---|--|--|--|--|
| | 業地区 | <p>ア 児童厚生施設その他これに類するもの</p> <p>イ 公衆浴場（風営法第2条第6項第1号に掲げる営業を営むものを除く。）</p> <p>ウ 体育館、スポーツの練習場（ゴルフ練習場を除く。）又は遊技場（風営法第2条第1項第4号及び第5号に掲げる営業を営むものを除く。）</p> <p>エ ピクニック緑地、キャンプ場、レジャー施設その他これらに類するものの管理運営の用に供する建築物（宿泊の用に供する建築物を除く。）</p> <p>オ 農業、林業又は漁業の用に供する建築物</p> | | | | |

| | | | | | | |
|--|--------------------|---|--|--|--|--|
| | | <p>カ 農産物、林産物又は水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物その他これに類する用途に供するもの</p> <p>キ 床面積の合計が150平方メートル以内の倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>ク 店舗等その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が2,500平方メートル以内のもの（風営法第2条第1項各号に掲げる営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業を営むもの及びカラオケボックスその他これに類するものを除く。）</p> <p>ケ 展示場</p> <p>コ 床面積の合計が250平方メートル以内の集会場又は集会所（葬儀を行うことを目的とするものを除く。）</p> <p>カ 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）第2条第2号の津波により浸水すると想定される地域における一時的な避難場所としての機能を有する堅固な建築物（以下「津波避難施設」という。）</p> <p>シ 動物の運動場</p> <p>ス あずまや</p> | | | | |
| | <p>公共利用 地区</p> | <p>展示場（専らその用途に供する建築物及びこれに附属する建築物（令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。）に限る。）以外の建築物</p> | | | | |

別表第九荒浜地区整備計画区域の項を次のように改める。

| 荒浜地区整備計画区域 | 利活用事業地区 | | 第3条 |
|------------|---------|---------|-----|
| | 公共利用地区 | 警察官派出所等 | |
| | | 津波避難施設 | 第9条 |
| | | 警察官派出所等 | 第3条 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。